

国自技環第124号の3
令和2年11月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。